

令和3年 第26回
教育委員会臨時会会議録

令和3年11月22日(月)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2577号
令和3年第26回臨時会

日 時 令和3年11月22日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「欠席委員」	委 員	寺 原 真希子
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	学校施設担当課長	増 田 裕 士
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 井 俊 輔

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 報告事項

- 1 港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長及び競技場3の臨時休止について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 令和2年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について
- 4 コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査の結果について
- 5 後援名義等の10月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について

- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について
- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 12 みなと科学館の10月利用状況について
- 13 12月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和3年第26回港区教育委員会臨時会を開会します。

本日、寺原委員は所用のため欠席いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。

議案第80号「港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付審議資料ナンバー1を用いてご説明いたします。ナンバー1を御覧ください。「港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正することについて」ご審議いただくものでございます。

項番1「改正理由」でございます。青少年委員の定数は、港区青少年委員数の算出基準に基づきまして、中学校区10校ごとの年少人口により算出しております。本年10月1日現在の年少人口が3万5,446人で、今期定数32人を算出した令和元年度の年少人口と比較して増加していることから、次期青少年委員の定数は1人増えまして、33人へ変更する予定でございます。

しかし、令和3年3月の人口推計におきましては、現行の港区基本計画の最終計画年度に当たる令和8年度には、年少人口が3万9,000人を超えることが見込まれることから、将来を見据えまして、定数を40人以内に改めます。

項番2、「改正内容」でございます。第5条に定める青少年委員の定数32人を40人に改めます。

項番3、「施行期日」は令和3年12月1日でございます。

項番4、今後の予定でございます。令和4年1月下旬までに委員候補者から履歴書を提出いただきまして、2月21日の教育委員会臨時会において、委員候補者の議案審議を得まして、来年度4月に新委員の委嘱式、区民文教常任委員会に報告をする予定でございます。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 年少人口が増えるというのは大変結構なことだと思うので、大いに喜ばしいことだと思っております。都合8名定員枠が増えるということなのですが、どこの地区が何名かをお聞かせいただきたくお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 次期青少年委員の推定の数なのですけれども、増えるところは港南地区、現在7名なのですけれども1名増えまして、推薦者数8名で1人増えることとなります。

令和8年度の年少人口3万9,000人を超えるということでお話しいたしましたけれども、地区ごとでどのぐらい増えるかということちょっと想定できておりませんので、全体で増えるということで、将来を見据えて40名以内ということで定数を改めさせていただきたいと思っております。以上です。

○田谷委員 分かりました。もし地区ごとで分かれば、分かった時点でお知らせいただきたく願います。

○生涯学習スポーツ振興課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 今、分かれば教えて欲しいのですが、これ、32人になったのはいつ頃で、いつ頃おそらく定員が増えたのか、あるいはもともとこの条例が出たときに32人だったのか、あるいはどこかの段階で増えて32人になったのか。もし増えているのだったら、いつ頃32人以内が変わって今回の改正に至っているのか。そこら辺がもし分かれば教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程ご説明いたしました令和元年度のときに、32人に改めております。その前は27名でございました。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 現在定員どおりなのですか。それとも定員割れしている地区があるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在定員割れをしております。先程ご説明いたしました港南地区におきましては、7名のところ6名でございます。今回、来期は8名に増えるのですけれども、このまま8名ご推薦していただければいいのですけれども、現在7名のところ1名定欠ということになってございます。

○田谷委員 分かりました。定員枠ですので、定員どおりには来て色々活動していただければとありがたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第80号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第80号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に議案第81号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、資料のナンバー2、議案第81号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御覧ください。

特別区人事委員会が10月20日に行いました職員の給与に関する報告及び勧告の概要について、前回の11月8日、教育委員会にて報告をさせていただきましたが、この勧告を受けまして、特別区職員労働組合連合会に提案、交渉の結果、11月19日に妥結をいたしましたので、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、本日、ご説明をさせていただきます。

資料の構成につきましては、条例の案文、その後が条例の新旧対照表。そして、最後に今回の改正内容についての説明資料となっております。

それでは、後ろの説明資料及び別紙、改正内容についての表を御覧ください。まず、特別区人事委員会の勧告によりますと、民間の従業員に支給された特別給の割合が年間で4.47月となっております、特別区職員の支給月数4.60月を下回っておりました。そのため、年間支給月数を0.15月引き下げて4.45月とする改正を行います。職員の特別給は期末手当と勤勉手当の二つがございますが、改正はそのうちの期末手当の支給月数の引下げによって行うこととなります。なお、再任用職員については0.05月引き下げて1.40月が1.35月となります。

今回、改正内容については全部で2点となります。

初めに(1)令和3年度の期末手当についてでございます。0.15月の引下げ分を今回は全て来年3月に支給される期末手当から差し引くこととなります。なお、この施行日につきましては項番2の方でございますが、この改正条例の公布の日としまして、3月支給分の期末手当での適用となります。なお、先程の説明にありました再任用職員につきましては、0.05月を引き下げるることとなります。

続いて、(2)令和4年度以降の期末手当についてでございます。令和4年度は令和3年度に引下げをした3月支給分、この月数を元に戻し、その引下げ分0.15月を6月と12月の2回の期末手当でそれぞれ0.075月ずつ割り振って差し引くため、再度支給月数の改正を行うこととなります。

その施行日につきましては、項番2にありますように令和4年4月1日とし、6月支給分の期末手当からの適用となります。

説明は以上となります。ご審議、ご決定の程、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第81号については原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第81号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長及び競技場3の臨時休止について

○教育長 それでは、日程第2、報告事項に入ります。

「港区スポーツセンター競技場2の臨時休止の延長及び競技場3の臨時休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー1を用いてご説明いたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種会場として使用するため、港区スポーツセンター競技場2の臨時休止期間を延長し、さらに、競技場3の臨時休止をすることをご報告いたします。

項番1「臨時に休止する施設及び期間」でございます。競技場2の休止期間をこれまでの令和3年12月30日までを令和4年9月30日まで延長いたします。また、競技場3については、令和4年3月1日から令和4年9月30日まで休止をいたします。

項番2の休止の理由でございます。3回目のワクチン接種に当たりまして、競技場2はファイザー会場、競技場3をモデルナ会場として使用いたします。

項番3の「告示日」は、令和3年11月24日でございます。

項番4の「周知方法」でございます。区ホームページ、港区スポーツセンターホームページ等及びスポーツセンター施設掲示により周知をいたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 学校選択希望制集計結果について

○教育長 それでは、次に入ります。報告事項の2になります。「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いします。

○学務課長 本日付資料の「学校選択希望制集計結果について」報告をさせていただきます。

令和4年4月新入学児童・生徒の学校選択希望制の集計結果を1番、2番ということで小学校、中学校で結果が出ておりますので、ご報告させていただきます。

まず、小学校ですけれども、(1)の方です。抽選校は昨年9校だったものが、今年度は5校ということになりました。こちらの「抽選の有無」のところに「※4」と書いてあるところが昨年抽選があったのですけれども、今年は抽選がなくなった学校でございます。あと、プラスで芝浜小学校が昨年度の実績が全く分からないというところで、受入れ可能数が140名でそれを超えているところから、今回は抽選をさせていただくとなってございます。

次のページに移っていただきまして(2)の方ですが、中学校の方になります。昨年度は3校が抽選だったのですけれども、今年度は4校の抽選となってございます。3校は同じですけれども、1校追加になったのは赤坂中学校になってございます。こちらにつきましては、新しい中学校の校舎が出来上がるという期待感もあって、増えているのかなと思ってございます。

その他のところは、傾向的には昨年度と余り変わらないような状況を示しているということになってございます。

2番の「抽選の実施について」ですけれども、令和3年12月6日、小学校は午前10時から、中学校は午後1時30分からの実施を考えてございます。

対象につきましては、先程説明をさせていただきました抽選校を応募している方々を対象として、毎年ビンゴの機械を回しながら順番をつけている状況でございます。

3番として「抽選を実施しない学校について」は希望されている方はもう決定ということで、通知をさせていただくこととなります。その他、違うところを選択したいということで急遽増えたところにつきましては、急遽選択を停止する場合がありますということでご報告をさせていただきます。これも例年と同様の取扱いになってございます。

説明、報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 令和2年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の3「令和2年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、私の方から資料ナンバー3を使ってご説明をさせていただきます。

「令和2年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」でございます。こちらは、例年国の文部科学省の方で「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というもの行っておりまして、そこと項目を合わせて港区として調査をしているものでございます。

まず、項番1でございます。「令和2年度いじめ調査」、いじめ調査の結果についてというところで、この資料については、いじめ部会、この間も田谷委員と中村委員にお聞きいただきましたが、そういったところでも出している資料でございます。

令和2年度は小学校の件数として49件、それから中学校が7件となっております。こちらといたしましては、3ページの分析とかにもちょっと書かせていただいているのですが、やはりコロナ禍で関わりもちょっと薄いということもあって、減ったのかなというところは思っているところでございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。調査の内容の内訳でございます。まず、(2)の①「学年ごとの発生件数」というところで、1年生から見ていくと、この学年がこのぐらいの形で出ています。ちょっと6年生が2件というのが少ないかなというところは思ったところでございます。

中学校が中1だけで7件、中2中3がゼロとなっておりますが、毎年、中2が多いという傾向がありますが、今年はなかったというところでした。

「発覚のきっかけ」でございます。こちらは本人アンケート、保護者、担任、その他の児童・生徒からというところで書いてございますが、中学校の方はアンケートが一番多く、小学校は保護者からの訴えが多いという結果でした。こちらにつきましても、やはり親子関係が良いとも捉えることができるかなど。ちなみに全国でいうと、担任が発見するというのが実は多かったです、港区として本当に発見できていないのか、保護者から先に出てくることが多いのかということについては引き続き見ていく必要があるかなと思います。

「様態」です。港区としては、小学校で一番多かったのが「悪口や嫌なことを言われる」です。からかいやちょっかいですね。中学校で言うと同じです。からかいやちょっかいと軽い接触というような形で出ています。「ネット関連でのいたずら」につきましても、港区は小学校1件、中学校が2件でしたが、全国的にここが増えてきているところでございますので、注視して見ていきたいかなと思います。

3ページに考察の結果というところで書かせていただいておりますが、①の一番上の丸のところに先程私が言いました、子どもたちが接触する時間が少ないのではないかなど。それから、全国のネット関連のいたずらの様態、一番下ですね。いじめの案件を一つ一つ読み解いていくと、港区では、加害児童・生徒は、他者との関わり方に課題がある児童・生徒が多いということが、実は挙げられています。発達障害を抱えている場合もあります。そのため、いじめを行ってしまったことについても、長い目で見て、継続的に教育相談やカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニングを継続すること。被害者だけではなくというところの視点も忘れてはいけないところなのかなと思っております。

今後の対応につきましては、SOSの出し方というのがやはり大事ですので、身近な大人や友だち等に、すぐに困ったら出すということが大事かなとは思っているところです。

それから、情報モラル教育。これはもうタブレットを入れてからもずっと言っていますが、モラル教育をしっかりしていきます。

それから、ふれあい月間においては、東京都が作成した先生たちがいじめの防止チェックを確認する点検シートで結構いいものがあるのですけれども、それを活用した上で自分自身の指導で「うちの学級には絶対いじめがないなんて」、そんな意識ではなく、「何か起きてしまっは」というような視点を常に持つということも大事かなというところで、こちらについても引き続き指導をしていきます。

教育委員会としても全部で5点挙げさせていただきましたが、やはり色々な相談機能をしっかりさせるだけではなく、教育センターにおいてもそういった相談を受けていくよということを書かせていただいております。

では、5ページに行きまして、不登校に移ります。不登校調査、令和2年度は小学校が75件、中学校が119件と少し増えてございます。こちらですが、不登校の内訳を見ますと港区の場合は、全国で30日以上休んだ場合に不登校という定義があるのですが、病気とか経済的な理由とか、そういうのは除いて30日になっています。

(2) のところを見ますと、30日がまた小学校が75名、中学校が119名のうち、90日以上欠席している人が小学校は33名、中学校は84名で、そのうちの出席日数が10日以下の者が9名・27名、1日も来ていない子が5名・9名というような形になってございます。

次ページに行きまして、「不登校の要因」というところで見させていただきますが、いじめを起因とするお休みした子は1人も港区の場合はいません。ただ、いじめを除く友人関係となりますと、6名、17名とかという形になってございます。

それから、家庭に関わる場所では、親子の関わり方によって不安等が生じ来られないお子さんがいらっしやったり、あとは、一番多いのは、実は本人に関係して生活リズムの乱れとか無気力、不安というところが多いということも、実際として結果としては上がってございます。

最後に7ページのところに結果、考察ということなのですが、不登校については全国、港区ともに増加をしています。今、私が言いましたが、不安や無気力が多くなっているので、カウンセリングを受けるだけではなく、希望を持ったり、将来自分がどういったことをしたいかというような視点もしっかりと持たせたりすることが、子どもたちにとって少しでも「じゃあ、学校でこういうことをしたいな」などというふうに思わせることにつながるのかなと思っています。

今後の対応のところ、学校については二つ挙げさせていただいて、教育支援シート等を使って計画的に指導をしていったり、タブレットがあるので、全くの不登校の子は実はタブレット上で担任とつながって、顔は出さなくても、声だけでつながるということなんかもあって、そういうのはどんどん活用していきたいなと思っています。

教育委員会としては3点挙げさせていただきますが、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携した指導を支援していったり、見相ですね。子ども家庭総合支援センターをすごく色々な意味で家庭内も入って関わっていただいているので、そちらとの連携。やはり一人ひとりの状況によってICTを活用して、色々な学習の機会だけではなく、教育相談の機会等も増やしていけたらなというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今、ご説明いただいて、一番最後のところなのですが、組織的・計画的な支援。子ども家庭総合支援センターを使うということで、どうしても役所ですと縦割り、行政でよく聞かれるのですけれども、そういう部門部門。例えば、子ども課と教育委員会とか、それから保健所の方と教育委員会とか。その辺の横の連携というのは、これからはさらに力を入れていかれると考えてよろしいのでしょうか。

○教育指導担当課長 田谷先生、ありがとうございます。良い一例で挙げますと、良い例として、縦割りにならないようにというのをいつも気をつけているのですけれども、なかなか今までも難しいところがありました。

一つ挙げると、実はネグレクトをされていて、子ども3兄弟がいるのですけど、この子ども家庭総合支援センターに一時保護されたのですね。そのときに、こちらの子ども家庭総合支援センター

は青山小学区なのですけれども、近くの違う学校のお子さんでしたので、こちらの総合支援センターの職員と保護者と連携して、送り迎えしてもらって、一時保護所から学校に通うということをしました。それで、学校もそこにどうやって受け入れようとか、兄弟で年も近いので、連携する意味でこうした方がいいとか準備をしました。心がちょっと不安定になりやすい子らしいのでしたので、登校ができないのだったらオンラインでつながりかなど、検討するためにケース会議をして、実は2週間ばかりではありましたが一時保護所から、登下校することができました。ネグレクトが原因での一時保護所で預かることになりましたので、お父さんお母さんの整理をした上で、また家に戻るという件がありました。

ですからそういった意味では、本当に家庭総合支援センターが開設されたことで協力的にやっていただけるし、こちらもそういう情報をつかんで、必要な情報は横断するような形にして連携できたので、今後もそういうのは良い好事例として集めてやっていきたいなと思っています。

○田谷委員 ありがとうございます。そういう疑問を持ったのは、先日、文科省の市区町村教育委員会での会議、協議会に出ておりました、各地区の色々、共生社会の件の場面に出たのですけれどもどうも、やはり行政も大分最近は変わってきたと、どうしても縦割りになって、横の連携が取れていないと。教育委員会とそれ以外の課との横の連絡が繋がっていないために、別々のそういう点の指導になってしまって、保護者の方が非常に選択しにくい。より良い選択肢が得られないというようなことがあるように伺いました。

そういう意味で、港区はまず問題ないなと思っていたのですけれども、今のお話を伺いまして、大変心強く思いました。ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 不登校の方でちょっとお聞きしたいのですが、港区としては「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した継続的な指導を充実するというようなことが書かれていますけれども、これ、具体的にはどういう指導なのですかね。こういうシートを使って、どういうことをやっているのですか。そこら辺をちょっと教えてください。

○教育指導担当課長 こちらは子ども全員分を作成し、こまかい情報を記載していきます。しかしながら700人、800人分をこまかいところまで記載するのは難しいので、ポイントをしばって記載していきます。不登校になったきっかけとか色々医療にかかったりとか、教育相談とかにかかったという情報ポイントを入れていきます。それで、それを基にももちろん学年や担任だけではなくて、生活指導部と組織が各学校あるので、そこでまず議論して、「この対応はこうした方がいい」ということを、生活指導の主幹教諭を中心に、情報をまとめます。それを管理職が見た上で、毎週1回大体生活指導夕会というものをやっているのですが、そこで「4年何組の誰々さんの件です」と言って、これをみんなで共有してそれで「こういう対応をしていくから、同じ対応をしてくださいね」というような形でやっています。4年生の担任の先生はこう優しくしているのに、急に6年生の先生が「なんだ、おまえその態度は」みたいになると、せっかく信頼関係ができているのに関係が壊れてしまったりするので、そういうことに使うための基礎資料として使っているシートでご

ざいます。

○中村委員 具体的に、例えばこの生徒は学校に出てこない理由というのが色々あるのでしょうか、例えば、学校側がよく分からない、なぜ来ないのかがよく分からない。だから、やはり本人と話をしないと、それのところをちゃんと聞きたいというときなんか……。家まで担任とか、あるいは学校の先生が行って、本人と面会をして、色々本人の気持ちとかを聞いたりとか、もちろん学校の先生との関係がうまくいってないとそれはちょっと難しいのですが、状況によってはそのような家庭訪問的なことをやって、生徒との間でコミュニケーションを交わして、子どもの気持ちをくんでというようなやり方も、私としてはすごく大事なやり方なのではないのかなと思うのですが、実際にそういうことを学校から生徒の家に行き、話を聞いたりしている指導というのは、そういう指導というのはしていないのですか。

○教育指導担当課長 中村先生がおっしゃるとおり、それは本当に大事で、やっています。ただ、子どもによっては会いたくないとか、オンラインでつないで、顔は見せないけど音声だけでやり取りするとかなど様々です。また子どもによっては教員に今会いに来られたら、家の中での生活もすきさんでしまうとか色々な状況があるのですが、基本は家庭訪問をして会う。それができなければ、学校に夕方とかに子どもに来てもらって、ハイタッチ登校というのですが、そういうのをやると落ち着くという場合はそれで対応しますし、それも難しければ「じゃあ、1か月に1回、ちょっと学校なりおうちなりで会ってみようか」とか、図書館で会ったりとかそういうこともあります。それは一人一人に応じて、全くコミュニケーションを取らないということはないです。

なので、やはり先生がおっしゃるとおり、本当は1か月に1回でも1週間に1回でもお会いできるのがいいのかなど。今は、なかなか会えない子についてはオンラインを使っただけのコミュニケーションを図ったり、電話の方がいいと言えば電話するなり、手紙がいいと言えば手紙を書くなりということで、それは工夫をして、その子に合わせた形でコミュニケーションは取っています。

そういうことについてもこのシートの方に入れて、みんなで「ああ、この子は今手紙登校なんだな」とか「ハイタッチ登校なんだな」というのは全職員が分かっていないと、変な支援とかをしてしまって、せっかく積み上げてきたものが崩れてしまう学校として対応しているということが現状です。

○中村委員 ありがとうございます。要するに、ちょっと私が気になったのは、やはりタブレットの配布で、取りあえずタブレットで顔を出すか出さないかは別にして、一応タブレットでこうやって意思疎通はできるから、何かそっちがメインになってしまって。やはり確かに技術的には簡単なのですが、やはり直接会って話すのと同じような画面上と話すのは全然違うし、大人の世界でもそうですから、当然子どもと先生の関係でもそうだと思うので。

こういう便利なものができたからといって、そっちに頼るようなことがあると、ちょっと嫌だなと思って。やはり基本的に面と向かって話をするということがやはり忘れてほしくないなと思ったので、お聞きしました。今の課長の説明から聞いていると、基本的にやはり会って、意思疎通してコミュニケーションはするというのは原則だけど、あとは色々子どもたちの状況に応じて、色々フ

フォローの仕方を考えていると聞いたりしましたので、大丈夫だと思うのですが、そこは非常に注意してほしいと思いましたので、お聞きしました。以上です。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 まず不登校の実態の確認なのですが、頂いた資料(2)の①の欠席日数のところに「不登校」、それから「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」となっていますけれども、これは「その他」というのはどういうものを「その他」にされているのでしょうか。

○教育指導担当課長 この「その他」は病気であったり、あとはご両親の都合で仕事とか出張とかについて行かれたりする場合で、結構長期でお休みされたりということもあるので、そういった子がここに入っています。

○山内委員 なるほど。そうすると、例えば体の病気は別として、メンタルの病気というの、適応がうまくできなくて、いわゆる精神科としての病名が付いているような人というのは、「その他」に入っているのですか。それとも、そういう人は「不登校」の方に入れているのでしょうか。

○教育指導担当課長 正式に病名がある方に関してはこちらの「その他」に入ります。病名がない方については、「おそらくそうかな」と思っても、こちらに入らず、「不登校」に入ります。

○山内委員 分かりました。それから、もう一つがこの「新型コロナウイルスの感染回避」という、これはあれですよ。オンラインで授業を受けているという人ですよ。

○教育指導担当課長 令和2年度なので、完全にオンラインで受けている場合だけではないです。去年のものなのですみません。

○山内委員 去年。でも、去年オンラインもある程度はやっています。

○教育指導担当課長 やってはいますが、新型コロナウイルス感染症の回避でお休みしたという枠で出席停止という形になっています。

○山内委員 分かりました。ではそういうときに、一つは不登校が平成30年、令和元年、2年と増えてきているということはやはり一つ注目しなければいけない訳ですが、そのときに、実はさらに、感染回避の方にも実はそういう不登校に近い、隠れ不登校とか、そういう人たちが入っているかどうかということなのですが、いかがでしょう。

○教育指導担当課長 先生がおっしゃるとおりで、学校には本当に感染回避なのか、不登校でそういう要因があるのかということはしっかり調べてもらうようにはしているのですが、保護者の方が不登校なのに「感染回避です」と言った場合にはこちらに入っています。

○山内委員 そうですよ。やはりそう考えると実は不登校の数の増え方というのは実は(1)の表以上の増え方をしている可能性があるかと理解していいのでしょうか。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりです。

○山内委員 でしたら、そういう中でその要因は何かというところが実は課題だと思うのですが。次のページのところでいくつか要因が書かれていますが、これ、実際に増えているのはどこなのか。その次の資料だと「不安と無気力」と書かれていますが、特にこの3年ぐらいを見ていて増

えている項目は実際どこになるのでしょうか。

○教育指導担当課長 これは無気力、不安が圧倒的に増えています。例えば、保護者の方も学校の先生も「なんでこの子は無気力になっちゃうんだ」と全く分からない場合もあります。それこそ、トラブルがあったのかとか、勉強も色々な習い事とかをしてそこで挫折があると、なかなか行けなくなってしまうとそういうことも結構聞きます。それで、学校もやはり心配なので、どうしてそうなったかというのをさかのぼって一人ひとり確認をして、全部教育委員会に上げてきているのですけれども、もう本当に分からないというのが増えてきています。

ですから寄り添って、少し学校を休んでしまっても、復帰に向けて進めていくことが可能な子については、ちゃんと手当をしてあげなくてははいけませんし、なかなか戻れないという感じであれば、どのようにして学力保障してあげたりという方に、少し考えてあげなければいけないという時代の過渡期ではないですが、そのように思っているところです。

○山内委員 ありがとうございます。この部分はかなり丁寧に分析して、そういう学力の面での支援もあれば、おそらく心理学的、あるいは精神医学的な支援とか家庭の支援とか、かなり丁寧に対応しなければいけない課題なのかなとは思っていますけれども、また色々教えてください。ありがとうございます。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 不登校、いじめ調査結果の考察のところでは、発達障害を抱えているという項目がうたわれているのですけれども、不登校の方はうたわれてないような気がするのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。発達障害……。

○教育指導担当課長 いじめの場合は、いじめに関するトラブルが起きたときに、お互いどうか、加害者、被害者こうやってとやっていくと、ちょっと発達障害のお子さん関わっているのが著しくそれがもう出ていたので、このような書き方をさせていただいたのですが、不登校は発達障害があるとかないとかではなく、無気力とか不安という子が多いので、その因果関係は今の結果では見られませんでした。

○田谷委員 分かりました。ただ、発達障害があったなら、またそういう児童・生徒に対する対応が変わってくると思いますので、その辺も観察を続けていただきたいと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査の結果について

○教育長 それでは、次に報告事項の4「コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー4を御覧ください。

緊急事態宣言が解除された後に、コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査をさせていただ

きました。その結果について報告をさせていただきます。

項番1「調査概要」の(1)調査目的なのですが、コロナウイルス感染症が子どもたちに与えた影響を把握した上で、今後の幼児・児童・生徒の学びを保障する対応策が検討できればなということを目的としてございます。

調査対象はここに書いてある(2)のとおりでございます。

調査方法につきましては、Webアンケートで、緊急配信メールを送信し、そこにアンケート先のリンクを載せて、回答してもらいます。調査期間ですが、こちら10月15日から25日となっております。

調査内容(5)を御覧ください。大きく四つに分かれてございます。アとして、運動や遊び、食生活等の子どもの生活の変化に関すること。イ、メンタルケアの必要性等の子どもの心の変化に関すること。ウ、タブレット端末の導入等の子どもの学びの変化に関すること。最後にエ、コロナ禍で子どもを家庭で支える保護者に関すること、というふうに大きく4点で聞かせていただいております。

総設問は27問で、有効回答数がここに書いてあるように、全体で5,207件ございました。

結果についてご説明します。2ページを御覧ください。

まず、「子どもの体力に関すること」というところで、「感染症が拡大する前に比べて、お子さまの体力が低下したと感ずることはありますか」というところですが、やや低下、それからすごく低下したと答えるお家庭が52%もございました。

それから、質問の1-2です。「感染症が拡大する前に比べて、子どもが怪我をしやすくなったと感ずることはありますか」というところで聞きました。そうすると、怪我をしやすくなったと言った割合が12.5%というところで、体力が低下したと感ずているものの、怪我をしやすくなったとまでは感ずないのかなというのがわかります。実際に昨年度は本当に怪我が増えているのだなと肌感で思っていたのですが、今年度、緊急事態宣言等がございましたが、学校については運動会もやっていますので、そういったところでも子どもたちが動いている分、ちょっと昨年度とは違のかなというのは、こちらの印象としてはあります。

3ページを御覧ください。人との関わりに関することです。2-1、「感染症が拡大する前に比べて、お子さまが友だちとかかわる時間はどのように変化しましたか」ということと、感染症が拡大する前に比べて、人への思いやりはどうだったかという質問なのですが、お子さまが友だちと関わる時間については「とても減った」と答えているお家が多い。それから思いやりについては、やや思いやりを持つようになった、とても持つようになったというのがちょっと思ったより少なかったのですが、もしかしたら、もともと思いやりの気持ちは持っているので変わらないよと答えている人が多いのかなという分析結果になります。

4ページを御覧ください。「感染症が拡大する前に比べて、家族の会話の時間に変化はありましたか」という質問と、それから2-4が「現在、お子さまは学校生活を楽しんでいますか」というところについてです。家族の会話は増えたという割合が47.6%と。家にいてリモートワーク

が増えたのかなというのは予想どおりの展開でした。それから、学校生活を楽しいと答えた子たちが71.4%となりますが、中学校になるにつれて学校生活が楽しいと回答した生徒が少なくなるものの、楽しんでいないと回答した割合は校種によっても差が余りないのかなというところに思っているところがございます。

5ページ目を御覧ください。遊びに関することです。3-1、3-2というところです。家の中で遊ぶ時間がどうですかということで、増えた。本当に68.4%という数字で、家の中で遊ぶことが多くなったのかなというところです。

それから、お金の使い方については、余り使わなくなったと回答している割合が中学生で40.6%、小学校で25.7%。中学生ほどお金を使う機会も減少していることが分かりました。こちらとしては、こういうコロナ禍なので、ゲームとかによりのめり込んで課金をしてしまっていたりしないかなという心配もあって、増えるという結果も出るのではないかとちょっと思っていたのですけれど……。

6ページを御覧ください。「保健衛生に関すること」というところで、4-1が衛生面に対する子どもの意識が上がったか、それから、子どもの生活リズムについて変化があったか。それから、4-3としては、子どもの食生活についてどのような変化があったかというような質問、三つです。衛生面の意識ですが、本当に「手を洗いなさい」「すぐアルコール消毒しなさい」などやっているもので、やはり95.5%も向上したという形で答えています。

また、生活リズムの質問については85.2%が「変わらない」と答えていたので、これについては、港区のお子さんについてはリズムが余り乱れていないというか、しっかりご家庭で支えているということも、逆にこの調査から分かるのかなというところがあります。ただ、乱れてしまったというのが全体では10%ぐらい増えて、答えていますので、そこの子たちについては色々な指導をしっかりとしていかななくてはいけないのかなと思っています。

食生活については、やはり保護者のリモートワークとかがあるので「間食が増えた」というところで、増えており、また家族との食事が増えたというところは増えています。

8ページに行って、「子どもの心の変化に関すること」ということで、5-1ではお子様が不安に思っているのではないかと保護者が感じたかどうかという質問です。これについては58.4%、やはり子どもが不安に思っていると保護者が感じた。それが、5-2のところでは、とても不安とやや不安と回答した方に聞いているのですが、「現在もそうか」という聞き方をしました。そうすると、現在もそうだというふうにご答えた人たちがその半分おり、概ね先程答えた方々でも半数以上は、今現在も不安に思っているところと分りました。

それから、9ページの保護者に関することです。「感染症が拡大をする前に比べて、保護者の方は、学校の教育活動に関心が高くなりました」というところと、また、「保護者の方は、お子さまと過ごす時間に変化はありましたか」。それから、6-3で「感染症が拡大する前に比べて、保護者の方は、これまで気がつかなかったお子さまの良さに気付くことが増えましたか」。それから、「感染症にかかる不安やストレスから、保護者の方が、お子さんに対し厳しく接してしまうこ

とが増えましたか」というところ質問です。まず教育活動に関心が高くなったと答えた割合が36.9%も出ていたので、多くなっているのかなと思っています。それから、「子どもたちと過ごす時間が増えた」という質問には66.4%ということで、家にいる時間が増えたことで、子どもと接していることも分かります。

それで、子どもの良さに気づいて欲しいなということもあって、あえてこの設問を6-3はつくったのですけれども、こちらも41.5%、よさに気づいたと答えてくれたので、それはお子さんとよく向き合えたのかなと思っています。

最後なのですが、厳しく指導をしたのではないかというところについては、やはり一緒にいる時間が長くなれば長くなるほど、そういったシーンも増えるのかなと。ここで特徴的なのが幼稚園の保護者が増えているというところについて、やはり一緒にいる時間がもともと長いのもにより長いので、そういうことを思われたのかなと分析しています。

11ページで、タブレット端末の活用についてというところで、導入されて、学び方が変化する中で、良かったと思うことはどれですかと言うと、「オンライン授業を受けられるようになった」と、「興味・関心のあることをすぐ調べられるようになった」というような回答が多かったです。

それから、質問項目の中に「その他」で書いた方に書いていただきましたが、こちらで多かった意見を載せさせていただいたのですけれども、共働きでも保護者会もオンラインになったので、そういうのは参加しやすくなったですとか、あとは、学び方の多様性が増えてよかったですとか、使い方を親に聞いてきて、親子でコミュニケーションを取りながら学んでいますなんて意見もありました。

12ページに行きまして、「タブレット端末が導入されて、子どもたちの学び方が変化する中で、気になっていること」というところで、ここは目の問題ですね。視力低下が気になるというようなのが1番でした。「その他」を答えた方の回答の中には、よくご質問を頂くのですけれども、毎日の持ち帰りが負担だと。そういうことのご意見が多かったです。あと、毎日自宅に持ち帰らなければいけないのかということや、YouTubeの制限がかけられないことが気になるとか、あとは、タブレットでのいじめとか、そういうのが起きないかどうかということに気になっているというような意見を頂きました。

一番後ろですが、「自由意見」というところでコロナ禍のお子さんの生活についてお気づきの点があったらどうかという形で聞いたところ、大きく分類すると「感染症対策」「学校行事」「タブレット端末」「その他」というような分類で、たくさんのご意見を頂きました。感染症対策のところはマスクのことなど。それから、学校行事もなかなか学校に行けなかったので行きたいというようなご意見。タブレット端末は先程の調査にもありましたけれども、どういうふうに使っていくとか、臨機応変に対応していただいてありがとうございますということも含めて書いてくださっています。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問等はございますでしょうか。

○山内委員 ありがとうございます。非常に大事な調査だと思っておりますが、そういう意味で、この後、この調査結果をどういうふうさらに生かすような分析をしていかれる。そしてそれを次につなげようとしているかという、その点を教えていただけますでしょうか。

今日はあえて単純な集計の報告だと思っているが、これをどうその先生かす戦略を持っていらっしゃるかということです。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。まず、こちらを調査を取るに当たって、保護者の方に、「結果については後日お知らせします」という形で取らせていただいているので、しっかり公表させていただいた上で、これは1回で終わらせず、期間については今後、今検討していく必要がありますが、取り続けていくことで、経年ではないかもしれないですけど、変化について読み取っていったり、あとは色々ご意見の中でタブレットの不安であったりとか、その体力のところなんかについても、本当にそうなのかというところのエビデンスをちょっと集めたりしながら、体力向上施策につなげたりとかしていけたらなと思っているところです。

○山内委員 ありがとうございます。先程の不登校の問題ともつながることですが、やはり背景にあるものを色々丁寧に分析していかなければいけないだろうとは思うのですね。

コロナのこの期間のことというのは、まだこれから児童・生徒に対して必要な支援を今後もし続けなければいけない。より適切な支援を考えなくてはいけないというのが一つの理由です。加えて、ある意味で社会がこのコロナを通じて、今、壮大な社会実験をやっている訳ですよ。ですから、この中で色々な変化を丁寧に分析して、今後の子どもへの教育に生かさなければいけない。そういう意味では、この調査というのは貴重な資料なのだと思います。

実は、特に児童・生徒の問題を考えたときに、精神的な面での影響というのは、結構大きいと思います。実は私も気になっていて、今院生が分析してくれているのですが、例えば例を挙げると、過去5年間の平均とコロナ後の自殺者数の違いを見ると、男女別で男性はそれほどでもないですけど、特に女性の方は児童・生徒の自殺者数って、どのぐらい増えているかを見ると、過去5年間の平均とそのコロナ後で比べると、7割以上、70%ぐらい増えているのです。

というように、実は若年の女性の自殺者数って増えていて、そしてその要因を見ていくと、やはり健康問題もあるのですが、あと学校に関連することが理由になっているのも結構あるというようなことがまず一つ、日本全体としてはあります。おそらく自殺者数だけではなくて、それ以外、そこまで至らない子どもたちの不安の問題もやはり結構あって、それが先程の不登校の問題にもつながっています。

そういう意味では、この実態調査をどうさらに分析するかということが結構重要で、単純な集計で終わるともったいない。肯定的な回答が多かった。否定的、そうではない方が少なかったとかというのではなくて、やはり色々な回答のタイプがあって、その課題のあるグループがどういう人たちなのかというところをあぶり出して、要するに、支援の必要な人たちの特徴をあぶり出していくということがないと、次の支援につながらないということがあって、そのための分析をきっちり、

この資料からしなければいけないのだと思うのです。これは十分できると思います。

さらに自由記述の回答も生かしながら分析できるので、この資料はまず単純な集計で終わらせずに、この回答の方をうまく分析して、特に支援の必要な対象がどういう人たちなのか。そういうものをうまくあぶり出すような今後の分析をなさると生きてくると思います。

そういうことを丁寧にしていくことが、先程の不登校の問題とかを考える手がかりにもなると。それから今後これをしばらく継続して調査をしていくための意味づけをもう一回することもできる。あるいは継続的な調査を生かすことにもつながるといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。少なくとも継続的にやっていくということについては絶対できるかなと。ただ、すみません。委託業者とかを雇っていないので、私たちがこれを丁寧に専門的な知識でどこまでちょっと行けるかなというのはお約束できないなと今思っているところですが、今後研究していきたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 では、今補足をさせていただくのですが、港区にも政策創造研究所というのがあって、色々なアンケート関係もクロス集計とかもできるような技術を持っていますので、前回、山内委員の方からも、その辺の集計の仕方等についてはご助言いただけるということですので、そういったものを駆使しながら、このアンケートについては引き続き分析をしてみたいと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○山内委員 ぜひこれは貴重なデータなので、よろしくお願いします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 子どもと一緒に生活する時間という項目で、保護者がこれまで気がつかなかった子どもの良さについて、こういうことが増えましたかということで、増えましたというご回答を頂いたのですけれども、反面、保護者と該当児童・生徒と一緒に生活することによって、よりその子どもの悪さに気がつくとか、家庭内の虐待とまでは行かなくても、そのような状況も、今このアンケートの回答と反対、子どものよさに気がつく反対の意見というのは、あるいはその辺なんかはどうなのでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。ちょっと分かりづらくて申し訳ございませんでした。私の説明も悪かったのだと思うのですけれど、6-3ではその良さで、6-4に悪さに気づきましたかというちょっと聞くのもあれなので、悪いことがあったら当然厳しく指導するのではないかなというところの聞き方ではあります。

○田谷委員 私の理解力が足りなかった。確かにそうで、それで。

○教育指導担当課長 すみません。

○田谷委員 いえいえ。幼稚園ほど子どもに厳しく接してしまうことが増えたというのが、今の僕の質問に対する回答と考えてよろしいかと思うので、その辺で特にそういうので虐待につながらなければいいかなというところがあるので、ちょっとそういうことが心配されるので、そういった観

察も続けていただきたいと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の10月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について
- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 12 みなと科学館の10月利用状況について
- 13 12月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に報告事項の5「後援名義等の10月使用承認について」から、報告事項の最後になります13、「12月教育人事企画課事業予定について」の9件につきましては、定例報告ですので、配布資料のとおりとさせていただきます。

この9件の中でご質問等があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、後で見てお気づきの点があれば、事務局の方にお問合せいただければと思います。

本日予定している報告事項は全て終了しましたけれども、委員または説明員の皆様から、その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を12月13日月曜日の午前11時から、ここは総合教育会議もごございますので、11時からの開催ということで予定をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

皆さん、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博